

令和3年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和3年11月30日 午前10:00

○散 会 午後 1:56

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 藤 原 仁 美	5番 菅 原 龍太郎	6番 佐 藤 敏 雄
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 鑑 仁 志	18番 西 村 武	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 剛
市民生活部長 伊 藤 国 栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企 画 政 策 課 長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 菅 生 司	学 校 教 育 課 長 島 崎 徳 之

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------

令和3年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和3年11月30日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、議会改革推進会議委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 承認第 6号 専決処分の承認について（令和3年度潟上市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 6 議案第63号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第64号 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第65号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第66号 潟上市過疎地域持続的発展基金条例（案）について
- 日程第10 議案第67号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第68号 潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第69号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第70号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第14 議案第71号 潟上市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第72号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 6 議案第 7 3 号 潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 7 5 号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 7 6 号 令和 3 年度潟上市一般会計補正予算（第 8 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号 令和 3 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 7 8 号 令和 3 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 7 9 号 令和 3 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 8 0 号 令和 3 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 8 1 号 令和 3 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 5 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 6 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 2 7 発議第 4 号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 8 発議第 5 号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について
- 日程第 2 9 陳情第 7 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 3 0 陳情第 8 号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 3 1 陳情第 9 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情
- 日程第 3 2 陳情第 1 0 号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

ここで、当局より発言の申し出がありますのでこれを許します。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） おはようございます。

私から、議案等の再配付等についてご報告致します。

去る、11月22日に開催した市政協議会以降の本市を取りまく状況の変化によりまして、皆様のお手元の事務連絡にありますとおり、行政報告や議案の再配付と追加説明資料を配付させていただきました。このうち、一般会計補正予算について説明させていただきます。

本日お配りした一般会計補正予算第8号（案）は、先に配付した一般会計補正予算第7号（案）の補正額を増額して再配付するものでございます。また、本日お配りした一般会計補正予算第7号は、11月26日付で専決処分し、本日新規にお配りするものでございます。

議案の審議にあたっては、本日お配りしたものを利用してくださるようお願い致します。

以上です。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番 笠 仁志議員、1番 鈴木 壮二議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの21日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長(西村 武) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりでございます。朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長(西村 武) 次に、議会運営委員長からの報告を行います。6番佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長(佐藤敏雄) おはようございます。それでは議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は11月22日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

11月26日には、一般質問、陳情の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

また、本日11月30日開会前の午前9時から、追加提出予定議案、議事日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。

その後、12月8日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については特別委員会・報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

なお、承認第6号については本日の会議にて審議、議案第63号から議案第65号までについては、本日の会議にて審議という区分で行うことと致します。

発議について申し上げます。

現下の社会、経済状況に鑑み、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を発議致します。

また、デジタル化政策の一環として、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の方針に伴い、本市議会においても押印等の見直しを推進するため、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則を発議致します。

それぞれ、本日の日程として取扱いを致しますので宜しくお願い致します。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、議会運営委員会では、陳情第11号の取扱いにつきましては、常任委員会へ付託せず全議員に配付のみとすることと致しました。皆様のお手元にお配りしてございますのでご確認ください。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。抽選の結果、12月6日月曜日の1番目に6番佐藤敏雄議員、2番目に12番藤原典男議員、3番目に4番藤原仁美議員、4番目に5番菅原龍太郎議員、12月7日火曜日の1番目に14番菅原秀雄議員、2番目に3番菅原理恵子議員、3番目に10番佐藤義久議員の順となりましたので宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月8日水曜日の特別委員会全体会終了後からの開会と致します。

なお、常任委員会及び特別委員会分科会審査は、新型コロナウイルス感染防止対策の

ため説明員の出席を最小限に留めるなど、会議の運営について考慮くださるようお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） 次に、議会改革推進会議委員長からの報告を行います。13番堀井議会改革推進会議委員長。

○議会改革推進会議委員長（堀井克見） 皆さん、あらためておはようございます。私から、議会改革推進会議の報告をさせていただきます。

このたびの議会改革推進会議は、令和元年12月に議会改革推進会議より報告のあった基本条例の検証結果において、「条文に従い達成に向けて新たな取組みを検討する」といった10項目について、現状の把握、課題、今後の取組みについて協議・検証を行いました。

会議での検証結果がまとまりましたので議長に報告書として提出し、本日議員の皆様のお手元に配付も致しております。

課題のあった項目については、推進会議での協議・検証の結果、いずれも今後の議会・議員活動の中で克服可能な範囲のものであります。特に、あらたに設置された市政協議会を積極的に活用することにより、条例の目的や効果がより発揮されることが期待され、早急に条文等の改正が必要なものではありませんでした。

この結果、議会、議員の不断の努力等により、課題の解決は可能と判断はしましたが、この先ますます先が読めない世の中では、また新たな課題が発生し、対応が必要となるかもしれません。

今後は、議会改革推進会議のみならず、議会運営委員会、全員協議会、会派代表者会議等、議会内の各会議のもつ役割・使命を効果的に結びつけながら、議会基本条例の検証と合わせて議会改革を推進していく必要があると考えられます。

なお、皆様のお手元には、その内容等について配付させていただきました。

1つは、検証の経緯について。2つには、検証の体制について。3つには、検証の取組み状況について。3回開催しております。それから検証方法について。5番目には検証結果について。これを一覧に綴って皆様に配付させていただきましたので、一読いただければ幸いです。

以上で、議会改革推進会議の報告を終わります。以上であります。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長の行政報告】

○議長（西村 武） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和3年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には御出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

本年4月24日から実施しております新型コロナウイルスワクチンの集団接種については、11月28日をもちまして一旦終了致しました。

また、同日までの本市におけるワクチン接種状況については、12歳以上の対象者2万9,675人のうち、集団接種と個別接種を合わせた1回目の接種者数は2万6,447人で対象者の89.1パーセント、2回目の接種者数は2万5,909人で対象者の87.3パーセントとなっております。

12月以降のワクチン接種体制については、市内医療機関の御協力をいただきながら、これまでと同様に無料での個別接種体制を維持してまいります。

また、3回目のワクチン接種については、2回目の接種完了後おおむね8か月以上経過した方から順次、接種券発送の準備を進め、令和4年2月中旬からの集団接種開始に向け、医師会及び医療機関等と調整を行ってまいります。

次に、行政組織の再編について申し上げます。

本市における総合計画後期基本計画に基づく諸施策を着実に推進するため、限られた職員を適材適所に配置することで、市民サービスの向上と効率的な行政運営を目指し、来年度に向けた行政組織の見直しを行うことと致しました。

本見直しの主な内容については、地域産業の生産性向上や観光振興による交流人口の拡大等を図るため、「産業建設部」を「産業振興部」と「建設部」の2つの部に再編し、「農林水産振興課」と「商工観光振興課」を新設致します。

また、子育て支援の窓口を一本化するため、福祉保健部の「長寿社会課」、「健康推進課」、「幼児教育課」の3つの課を、「健康長寿課」と「子育て応援課」の2つの課に再編致します。

なお、行政組織の見直しに伴う行政組織条例の改正案を本定例会に提出しております。次に、押印廃止について申し上げます。

行政手続きの簡素化と市民の利便性向上を図るため、国や県の取組みを参考に、本市の各種行政手続きにおける押印の廃止を進めてまいります。

見直しの対象とした行政手続きの申請書等は1,646件で、そのうち押印を廃止するのが1,299件、法令などで押印の義務付けがあるものなど押印を継続するのが347件となっております。押印の廃止となる行政手続き等については今後、ホームページなどで周知を図ってまいります。

なお、この押印廃止に伴う条例改正案を本定例会に提出しております。

次に、令和3年度の職員給与等に関する人事院勧告等について申し上げます。

国家公務員法及び地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡と、地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があることから毎年、人事院や県人事委員会による職員の給与等に関する勧告が行われております。本年度は、8月に国家公務員における人事院勧告が発表され、それを踏まえた秋田県人事委員会の勧告が10月11日に発表されております。

県人事委員会の勧告は、本年4月時点における秋田県職員の月例給与と県内民間給与の較差が0.01パーセント、40円上回っているもののおおむね均衡していることから、給料表の改定は行わず期末・勤勉手当を県内民間の年間支給割合に合わせて支給率を0.10月分引き下げ、年間支給割合を4.20月とするものであります。

本市においても、これまでと同様に県人事委員会勧告に準拠し、一般職の期末手当の年間支給率等を改定するものであります。

なお、期末手当は令和3年12月1日に適用するため、同様の改正となる特別職と会計年度任用職員の給与に関する条例の3つの条例改正案を本定例会に提出しております。

次に、誘致企業の本社機能移転について申し上げます。

平成28年5月に秋田県の誘致企業として、本市に立地しております山本精機株式会社は、東京都立川市に所在する本社機能を潟上事業所に移転することになりました。

本企業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受注減となっておりましたが、ウィズコロナを見据えた新たな顧客確保や航空機需要への期待による受注の伸びが見込まれることなどから、新たな設備の導入や増設を模索しておりました。そのような中、本市と秋田県とが本社機能の移転を提案しましたところ、本企業との考えが一致したこ

とから移転する運びとなりました。

なお、本社機能移転に伴う設備投資額は約3億5,000万円、雇用は5名増加の計画となっております。国、県及び市の助成制度を活用する予定となっております。

今後、山本精機株式会社潟上事業所において増設工事を実施し、令和4年9月を目処に当該事業所が本社としての機能を有することになります。

また、これに伴い、雇用の拡大や将来的な税収の増に加え、県内企業への波及効果が期待されることから、市内においても関係企業が連携できる取り組みの強化を図ってまいります。

次に、洋上風力発電について申し上げます。

本市と秋田市沖については昨年7月、国から一定の準備段階に進んでいる区域に指定されておりましたが、9月13日に男鹿市を含めた男鹿市、潟上市及び秋田市沖が洋上風力発電施設を優先的に整備する促進区域の前段階となる有望な区域として、経済産業省と国土交通省の両省により選定されました。

今後は、国、県、本市を含む地元自治体や、利害関係者などで構成する法定協議会が設立され、促進区域の指定に向けた利害関係者との調整や事業者公募等についての協議が開始されることになっております。

次に、包括連携協定について申し上げます。

10月27日に、潟上市とヤマト運輸株式会社との包括連携に関する協定を締結致しました。本協定は、平成25年に締結しております災害時における物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する協定に基づいた締結内容に加え、本市の持続的発展のために重要となる、物流・人流の活性化や地域の物産振興と特産品の販路拡大、地域福祉の充実など、7つの分野において連携して取り組む内容となっております。

また、11月2日には、市民の健康づくりの推進に関することや熱中症予防に関すること、女性の活躍推進に関することなど、6つの連携協力事項を定めた潟上市と大塚製薬株式会社との健康づくり等に関する包括連携協定を締結しております。

今後は、これら連携協定に基づき、情報共有と意見交換を綿密に行い、それぞれが有する情報やネットワーク、知的・人的資源を有効に活用しながら、市民の健康づくりや地域の活性化、公共サービスの向上につながる、新たな事業を協働で展開してまいります。

次に、令和4年度当初予算編成方針について、その概要を申し上げます。

6月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2021では、引き続き感染状況や経済的な影響を注視し、臨機応変に必要な対策を講じていくことが示されております。

また、令和4年度の予算編成については、経済あつての財政の下、経済の下支え、回復に最優先で取り組むとともに、非社会保障関係費については、これまでと同様の歳出改革努力を続け、社会保障関係経費も高齢化による増加分に相当する伸びに収めることを目指すとしております。

こうした状況の下、本市の財政状況は、普通交付税の合併算定替の終了や社会保障費の増、過去の大規模事業の実施による公債費の増などにより、当初予算編成において財政調整基金繰入金を財源として組み込まなければ収支均衡が保てない状況が続いており、令和4年度以降においても厳しい状況が続くと予想されております。

一方で、本市の最上位計画である第2次潟上市総合計画後期基本計画及び重点テーマとしての第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた諸施策を着実に推進する必要があります。そのためにも、限られた財源をより効果的・効率的に活用するため選択と集中が必要不可欠であり、加えて、庁内において新たに策定した令和4年度重点施策推進方針に基づき、次年度に優先して進めるべき施策を定め、方針の柱である稼げる力、支える力、考える力の創造を目指して重点的に取り組むとともに、市民が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あふれるまちづくりの実現を目指して予算を編成してまいります。

また、国ではこのたび、新型コロナウイルス禍の長期化などに対応する新たな経済対策を決定し、給付金の支給や事業者支援策を通じて成長と分配の好循環を掲げ、経済の立て直しと社会経済活動の再開を後押しするとしております。

本市におきましても、国による経済対策を注視し、本年度補正予算との継続性や一体性に配慮しつつ、ポストコロナやアフターコロナ社会を見据え、本市における社会経済活動の回復に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で今般、閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための経済対策に対応するため、18歳までの子育て世帯に支援を行う子育て世帯への臨時特別給付金事業につきましては、その一部を先行し、子ども1人当たり5万円の年内給付を目指すこととして関係予算を専決処分しております。

本定例会には、令和3年度一般会計補正予算専決処分の承認、議案として、潟上市一

般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、ほか10件の条例案、潟上市昭和デイサービスセンターほか1件の指定管理者の指定について、令和3年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）5件を提出しております。

以上が、行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

○議長（西村 武） これで、市長の行政報告を終わります。

【教育長の行政報告】

○議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、潟上市学校教育環境適正化検討委員会について申し上げます。

これまで、4回の委員会において学校規模や配置等の教育環境のあり方について検討され、令和4年1月の第5回委員会において答申がまとまる予定であります。その答申を受け、教育委員会では、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備のための基本方針を策定してまいります。

次に、潟上市学校事故調査委員会について申し上げます。

第1回委員会は、委員5人全員の参加により11月12日に開催致しました。今後、委員の協議により必要な調査を進め、発生原因の分析や同様事故の再発防止に関する提言をいただく予定であります。

次に、中学生向け地域企業ガイダンスについて申し上げます。

本市で中学2年生を対象に行ってきた中学校キャリアスタートウィーク事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業所での職場体験活動から各学校を会場とした地域企業ガイダンスに変更しております。

合計18カ所の協力事業所等のうち10カ所程度のブースを各学校に設置し、生徒がそのブースを回って事業所の説明を聞いたり質問したりする形式で行いました。これまで実施した2校では、生徒は働くことの魅力や仕事のやりがいなどについての説明をメモをとりながら聞き、疑問点を丁寧に質問していました。

なお、今後は、天王中学校で12月に開催する予定です。

次に、天王こども園整備事業について申し上げます。

本市の幼児教育と保育の一層の充実を図ることを目的に整備してまいりました幼保連

携型認定こども園天王こども園は、9月21日に開園致しました。

開園に先立ち、9月16日に新園舎において竣工式を執り行い、国会議員、市議会議員及び保護者代表など37人が参列し、地域の子育て支援拠点施設の完成を祝いました。今後も、子育て支援の充実を図りながら、地域に愛される園づくりに鋭意取り組んでまいります。

次に、社会教育・社会体育関係の事業について申し上げます。

10月8日に潟上市市民センターかたりあんのオープン記念事業として、NHK上方演芸会公開収録を開催致しました。当日は、事前応募による当選者125名が観覧し、出演した4組の芸人による軽快な掛け合いや本市を絡めた話芸により、会場は笑いと拍手に包まれ盛況のうちに終了致しました。今後は、生涯学習や市民活動を総合的に支援し、中央公民館機能をもつ多目的施設として魅力ある各種事業を展開するとともに、市民をはじめとする多くの方々の利用促進を図ってまいります。

今年度中止した事業のうち潟上市成人式については、代替事業として恩師からのメッセージ等を収録した動画をインターネットで限定配信したほか、お祝い品として地場産品のカタログギフトを贈呈しております。式とは違う形となりましたが、成人の節目をお祝いするとともに、潟上で育った子どもたちがふるさとに思いを馳せる機会となり、社会人として大いに活躍されることを期待するものです。

潟上市文化祭は、代替として生涯学習作品展を市民センターかたりあん及び飯田川館において10月から12月までの日程で開催しております。公民館講座や自主サークル、市内児童生徒のほか市民からも広く作品を募集し、内容を入れ替えて実施しており、10月は2館で439点を展示致しました。来場者は作品一点一点に足を止め、感心しながら見学していました。

5月から延期しておりました潟上市チャレンジデー2021は10月27日に開催し、自治会、老人クラブ、婦人会等134の各種団体がウォーキングやラジオ体操などを実施しました。個人参加も含めて合計5,081人の市民から参加があり、結果は市の人口に対しての参加率15.7パーセントで銅メダルという結果でした。

なお、潟上市では、今後も他市との対戦による参加率競争は行わず、スポーツの習慣化や市民の健康増進、地域の活性化に向けたきっかけづくりにつながるスポーツイベントにしていきたいと考えております。

地区運動会の代替事業として、第1回潟上市民スポーツフェスティバル2021を11月3

日に開催しております。秋晴れのもと、天王総合体育館ほか市内各会場では、マラソン競技、各種スポーツ体験、体カテスト、グラウンドゴルフ等に関係者含め市民911人が参加して心地よい汗を流しました。来年度以降は、鞍掛沼多目的広場をメイン会場として10月のスポーツの日に開催したいと考えております。また内容については、今回好評だったものや従来の地区運動会の種目を取り入れて記録チャレンジ部門を設けるなど、家族、企業、仲間同士など市内外から広く参加して楽しめるイベントにしていきたいと考えております。

以上が、教育関係の行政報告であります。

○議長（西村 武） これで教育長行政報告を終わります。

【日程第5、承認第6号 専決処分の承認について（令和3年度潟上市一般会計補正予算（第7号）】

○議長（西村 武） 日程第5、承認第6号、専決処分の承認について（令和3年度潟上市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

承認第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

承認第6号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年11月30日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願い致します。

専決処分書

令和3年度潟上市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年11月26日 潟上市長 鈴木雄大

専決処分の内容については、本日お配りしている参考資料でご説明したいと思っておりますので、右上に参考資料タイトルが、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業についてと書かれているものをご用意ください。A4の1枚ものになっているものと思われま。よろしいでしょうか。

それでは、令和3年度潟上市一般会計補正予算書（第7号）は、子育て世帯への臨時

特別給付金給付事業にかかる経費を追加するもので、補正予算の総額は2億1,804万3,000円でございます。

1、趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援するものでございます。

2、事業内容でございますが、18歳までの子どもを養育し、所得要件を満たすものに対し、子ども1人当たり5万円の給付金を給付するものでございます。

3、事業費でございますが、本予算につきましては早期に準備を開始するため、専決処分にて対応しているものでございます。

歳入予算は、民生費国庫補助金2億1,804万3,000円でございます。内訳は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業にかかる事業費補助金2億1,515万円と、事務費補助金289万3,000円でございます。

国の補助率は10分の10となっております。

歳出予算について申し上げます。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費2億1,804万3,000円を追加するものでございます。

給付金2億1,515万円は、臨時特別給付金を子ども1人につき5万円を給付するもので、対象児童数を4,303人と見込んだものでございます。

事務費は289万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 今回の専決処分のこの事業について、全体像をちょっと把握したいために確認のための質問ということになります。宜しくお願い致します。

今回、事業内容で2つ目の内容ですが、18歳までの子どもを養育し所得要件を満たすものに対し、子ども1人当たり5万円の給付金を給付するという事業内容ですが、私が知りたいのは、この18歳までの子どもについて、世帯数は何世帯なのか、人数は何人なのかということと、その中で、その所得要件を満たすもの、対象者ですけれども、この皆さん方の世帯数は何世帯なのか、なおかつ人数は何人なのか。さらに、給付金の今回の専決の内容に関してになりますけれども、12月中に支払いする今回の事業について、この対象者の中の何世帯、人数何人に対して給付するのか。この3段階の数字を把握したいと思っておりますけれどもご報告をお願い致します。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、18歳までの世帯数と人数でございますけれども、0歳から18歳までの世帯数については約2,500世帯、それと人数につきましては4,421人という情報が入っておりますが、この4,421人のうち、先ほどから話されておりますように、収入によりその対象にならない方もおりますので、それも含めた数が4,421人でございます。

ちなみに、今回支給を予定しております人数につきましては、0歳から15歳が2,100世帯、16歳から18歳が約400世帯という形に見込んでございます。

それと、12月末までの支払いということでございますが、事務的なスケジュールで申し上げますと今現在、システム改修等の事業に取りかかっておりますけれども、最終的には来月の24日には支払いを済ませたいという予定となっております。

以上です。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） ちょっともう一度。全体の世帯数約という言葉使っていましたが、この全体の世帯数なぜ約なのかということと、あと私がお聞きしたのは、この所得要件を満たすものという言い方、いわば全体の中のこの対象者が何人なのかというのをシンプルに何世帯何人いらっしゃるということを教えてください。なおかつ、12月の支払いは何世帯何人だよという単純明快にその数字を教えてくださいませんか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の事業につきましては、児童手当のシステムを活用してということになりますので、0歳から普通であれば15歳までという情報を把握しておりますけれども、16歳から18歳の対象者については、この後システム改修が終わり次第、住民基本台帳とそれから税務情報そういったものの取り込み、これが終わりませんと、明確な世帯数、人数については把握が困難であります。そういったことをご了解願いたいと思います。今回は12月末までの支払いということの対象につきましては、0歳から中学生まで15歳までとなっておりますので約2,100世帯を見込んでおります。

以上です。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） いろいろありがとうございます。

今回、速やかに給付を届けるということが大前提ですので、専決処分された後いろいろ事業が皆さんで進めるということですので、まず頑張ってください速やかに給付を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 説明の中で、所得要件の説明がありましたけれども、逆に言えば、所得制限があるということで、いくら以上の所得があれば該当にならないとそこら辺のところお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、国から示されております今回の事業でございますけれども、所得制限につきましては皆さん方ご存知のとおり収入ベースで世帯主が960万円、これを超した場合には対象外となってございますが、これにつきましても、世帯主の扶養の方、奥さんが1人、子ども2人という条件での960万円となってございますので、例えば子どもさんが3人いるとか4人いるとかそういった場合には収入金額の上がありますので、そういった子どもの要件によっては収入要件も変わってくるようになってございますのでご了解を願いたいと思います。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、承認第6号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定致しました。

【日程第6、議案第63号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第8、議案第65号 潟上市会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第6、議案第63号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから、日程第8、議案第65号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまで一括議題と致します。

議案第63号から議案第65号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

提案理由でございますが、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、期末手当の支給率を改正するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

本日配付しました説明資料の2ページをお願いします。

改正の内容についてご説明致します。

説明資料の2、内容をご覧ください。

1つ目は、一般職の職員の期末手当の支給割合を年間0.10か月引き下げ2.35か月とするものでございます。令和3年度分については、6月期は変更せず12月期の支給分を1.125か月とし、令和4年度分以降については、6月期、12月期ともに1.175か月とするものでございます。

2つ目は、再任用職員の期末手当の支給割合を、年間0.05か月引き下げ1.30か月とするものでございます。令和3年度分については、6月期は変更せず12月期の支給分を0.625か月とし、令和4年度分以降については、6月期、12月期ともに0.650か月とするものでございます。

続いて、議案書の5ページをお開き願います。

市長、副市長及び教育長の給与改定でございます。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定に鑑み、期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

説明資料の3ページをお願い致します。

先ほどの議案第63号と同様、期末手当の支給割合を年間0.10か月引き下げ3.10か月とするものでございます。

令和3年度分については、6月期は変更せず12月期の支給を1.50か月とし、令和4年度分以降については、6月期、12月期ともに1.55か月とするものでございます。

続いて、議案書の7ページをお開き願います。

会計年度任用職員の給与改定及び改定された秋田県最低賃金への対応についてでございます。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定及び秋田県の最低賃金改定に鑑み、期末手当の支給割合等を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

説明資料の4ページをお願いします。

改正の内容についてご説明致します。

先ほどの議案第63号と同様、期末手当の支給割合を年間0.10か月引き下げ2.35か月とするものでございます。

令和3年度分については、6月期は変更せず12月期の支給分を1.125か月とし、令和4年度分以降については、6月期、12月期ともに1.175か月とするものでございます。

なお、パートタイム会計年度任用職員については、説明資料の4、参考(1)にございますように、令和3年度は期末手当の経過措置期間となっております。

次に、会計年度任用職員の秋田県最低賃金への対応についてご説明致します。

秋田県最低賃金の額は、令和3年10月1日に改定され、時間給792円から時間給822円へ引き上げられております。そのため、本市の会計年度任用職員に定められた報酬の額が822円に達しない場合は差額を支給する必要があることから、必要な規定を追加しております。

なお、ただいまご説明致しました3つの条例につきましては、令和3年12月1日から施行するものでございます。

ただし、最後の秋田県最低賃金への対応につきましては、令和3年10月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） トータルで0.1か月分の減額ということのようではございますけれども、金額にすれば平均でどのくらいの金額になるのかということと、それからこのことについて、職員の合意というわけではないですけれども、職員に説明しているのかどうなのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

はじめに影響額についてでございますが、特別職3人が28万6,000円、1人9万円弱ということになります。一般職の職員が1,051万7,000円、これについては1人当たりの金額計算してございません。それから再任用職員が全員で7万7,000円。それから会計年度任用職員85万7,000円の減ということで、職員全体で1,173万7,000円の減という影響額になってございます。

それからもう一つ。職員への説明についてでございますが、今回補正予算も提案してございます。その過程で、職員についてはそれぞれどのくらいの影響になるかということがわかるようにしてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番、よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。12番藤原典男議員。これは反対討論ですね。

○12番（藤原典男） 私は、提案されております議案第63号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、反対の立場から討論致します。

提案内容は、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、期末手当の支給割合を0.1カ月分減額するものですが、最近の原油の高騰による灯油、ガソリンの値上げは生活にかなり響いております。職員の皆さんの多くは、子育て真っ最中で、中学生、高校生、大学生の子どもさんもいる家庭もあります。何かと出費が重なる時期です。そして最近の経済状況。職員の皆さんの家計もやりくりが大変で、わずかの減額でもどこをどう切り詰めたらいのか、これが実態ではないでしょうか。また本市は、他市町村と比べラスパイレス指数も低く、減額をすべきではない、職員の生活を守るべきだと切に思い、討論を終わります。

○議長（西村 武） 次に、原案に賛成者の発言を許しますけれどもありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 全員起立です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第65号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩。再開は11時15分です。それまで休憩します。

午前11時01分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長(西村 武) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これから審議します議案第66号から議案第75号につきましてはあらかじめ申し上げますけれども、所管の常任委員会へ付託のうえ審査しますので、質疑は大綱的なものにとどめていただきますようお願い致します。

当局からの答弁も同じく、常任委員会の説明内容まで踏み込まなくても、そこまでの答弁は求めませんので宜しくお願い致します。

【日程第9、議案第66号 潟上市過疎地域持続的発展基金条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第66号、潟上市過疎地域持続的発展基金条例（案）についてを議題と致します。

議案第66号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の9ページをお開き願います。

提案理由でございますが、潟上市過疎地域持続的発展計画に掲げる過疎地域持続的発展特別事業の推進を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項の規定に基づき、基金を設置する必要があることから条例を制定するものでございます。

次のページをお願い致します。

本条例（案）についてご説明致します。

第1条は基金の設置について定めたもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により定めた潟上市過疎地域持続的発展計画に掲げる過疎地域持続的発展特別事業の推進を図るため、同法第14条第2項の規定に基づき基金を設置するものでございます。

第2条から第7条までは地方自治法第241条の規定に基づき、基金の管理及び処分等に関し必要な事項を定めたものでございます。

説明資料の5ページをお願いします。

5、参考に記載のとおり、基金積立の対象となる特別事業は、（1）観光関連施設長寿命化基金積立事業と（2）公共施設解体基金積立事業でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第10、議案第67号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について及び 日程第11、議案第68号 潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第67号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第11、議案第68号、潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題と致します。

それでは議案第67号及び議案第68号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の12ページをお開き願います。

提案理由でございますが、部の再編及び所掌事務の変更等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

続いて議案書の16ページをお開き願います。

提案理由でございますが、水道事業及び下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理する組織を改めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

説明資料によりご説明致します。説明資料の6ページをお願い致します。

再編の内容でございますが、2、主な内容の（1）部の再編をご覧ください。

「産業建設部」を「産業振興部」と「建設部」に再編するものでございます。

（2）部の所掌事務の変更として4、参考をご覧ください。

産業振興部には農林水産業に関すること、農林水産業の基盤整備に関すること、商業及び工業に関すること、観光に関すること、その他産業振興に関すること。建設部には、道路、橋梁及び河川に関すること、住宅及び建築に関すること、都市計画に関すること、公園に関すること、その他建設に関すること。総務部には、税の賦課及び徴収に関すること。市民生活部には、地域振興に関すること。福祉保健部には、子育て支援に関することの所掌事務を追加するものでございます。

7ページをお願いします。

行政組織の再編に伴い、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため、「上下水道局」を「建設部」に改めるものでございます。

再編の概要についてご説明致します。

表の右側、塗りつぶしのある部分に変更となる組織でございます。

8 ページの（1）産業振興部、建設部でございます。

地域産業の生産性向上や観光振興による交流拡大を図るため、現在の「産業建設部」を「産業振興部」と「建設部」の2部に再編し、「農林水産振興課」と「商工観光振興課」を新設します。また「上下水道課」を「建設部」に移します。

次に9ページをお願いします。

（2）福祉保健部でございます。

子育て支援の窓口を一本化するため、「長寿社会課」、「健康推進課」及び「幼児教育課」の3課を、「健康長寿課」及び「子育て応援課」の2課に再編します。

次に10ページをお願いします。

市民生活部でございます。

地域づくり活動の充実・強化を図るため、「地域づくり課」を新設します。

次に11ページをお願いします。

（4）総務部でございます。

総務部は、「税務課」を「市民生活部」から移管し4課体制といたします。

なお、ここまでの内容は、市長部局について規定するもので、課及び班の名称につきましては、条例可決後、行政組織規則により規定致します。

次に12ページをお願いします。

（5）の教育部でございます。

「学校教育課」を「教育総務課」へ名称変更します。また、天王地区の3園統合による天王幼稚園廃止に伴い、「幼児教育課」の所掌事務を「福祉保健部子育て応援課」及び「教育総務課」に移管します。

なお、教育委員会における課及び班の名称につきましては、教育委員会行政組織規則で規定しておりますので、こののち教育委員会で改正について審議し決定することになります。

なお、ただいまご説明致しました2つの条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 納得のいかないところがありまして、8ページの水道局の廃止で

すが、唯一利益の上がる企業でないかと思いますが、これ一般の課に統合して会計上よろしいのでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 水道局について申し上げます。

議案第67号、今回水道事業の企業局の条例の改正ということでございますが、これは、名称を変更するものでございまして企業局を廃止するものではございませんので、上下水道局についてはこれまでどおりの体制でこれまでどおりの業務を行いまして、局の名称が変わるということでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） なにか不都合ございますか。水道局として。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 局を廃止するものではございませんので、その点はお間違えのないようお願いしたいところですが、今回名称変更致しますのは、見た目上、組織体制としてすっきりしてわかりやすいものにするということに主眼をおいて名称変更するものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） よろしいですか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 点線の箱で水道局を廃止と書いてあるのですよ。局は廃止するのではないと言わなかった今。それ一つ。

それからもう一つ。水道局長はどなたになるか予定ありますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

確かに、本日お配りした資料の8ページ、上下水道局は廃止ということで記載してございますが、実態としては、局そのものはございますが名称が変わると。資料については、ちょっと紛らわしかったかもしれませんが、上下水道局の名称がなくなるということでご理解をいただければと思います。

それともう一つ、質問にございました現在の上下水道局長に該当する職についてでございますが、改正後は建設部長が所管するということになっております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第67号及び議案第68号は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第69号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第69号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第69号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の18ページをお開き願います。

提案理由でございますが、非常勤の特別職職員に係る費用弁償について、一般職の職員等と同様の扱いとするとともに、所要の規定を整理するため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。また、説明資料の13ページをお願い致します。

改正の内容についてご説明致します。

条例案第1条は、説明資料の2、主な内容の（1）市内を除く県内日帰り旅費に関する日当1,000円の廃止及び（2）市内旅行における定額費用弁償1,000円を実費支給に変更するための改正でございます。

第2条及び第3条の改正につきましては、旅費等の実費支給について規定を整理するものでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第13、議案第70号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関

する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第13、議案第70号、行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてを議題と致します。

議案第70号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の23ページをお開き願います。

提案理由でございますが、行政手続における押印の見直しに伴い、申請書等への押印を要しないこととするとともに、規定を整理するため関係条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容についてご説明致します。

説明資料の14ページをお願いします。

押印廃止につきましては、市民や事業者の負担軽減及び利便性向上等を目的としており、現在まで約1,300件の行政手続等について見直しを実施しております。その結果、7つの条例に押印等の手続が規定されていたため、当該規定を削るなど所要の改正を行うものでございます。

改正の対象となる7つの条例でございますが、説明資料の2、内容に記載された7つの条例でございます。

なお、この条例は、令和4年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第14、議案第71号 潟上市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第14、議案第71号、潟上市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第71号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の27ページをお開き願います。

提案理由でございますが、災害対策基本法の規定を引用している規定について、所要の整理を行うため条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明致します。

災害対策基本法の改正に伴い、これまで災害対策本部に関し必要な事項は条例で定めるとしていた引用部分に条ずれが生じたため、規定を整備するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第15、議案第72号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第15、議案第72号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第72号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） それでは、議案書の29ページをお開き願います。

提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の額を改定するため条例の関係部分を改正するものでございます。

説明資料の16ページをお願い致します。

改正内容についてご説明致します。

4の参考をご覧ください。

産科医療補償制度の見直しに伴い、分娩機関の同制度に対して支払う掛け金が現在の1分娩当たり「1万6,000円」から「1万2,000円」に引き下げられることから、規則で規定する出産育児一時金の加算分の額も1万2,000円に引き下げる必要がございます。ただし、出産育児一時金の支給総額につきましては、少子化対策としての重要性に鑑み、現在の42万円を維持する必要があることから、本体分の額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に改め、現状を維持するものでございます。

なお、この条例は、令和4年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第16、議案第73号 潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第16、議案第73号、潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例(案)についてを議題と致します。

議案第73号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原 剛) それでは、議案書の31ページをお開き願います。

提案理由でございますが、潟上市まちづくり市民会議の所掌事務に過疎地域持続的発展計画の推進等に関することを新たに加えるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容についてご説明致します。

本年策定した潟上市過疎地域持続的発展計画の推進管理については、市民等で構成する第三者機関で行う必要がございます。そのため、本計画の上位計画にあたる潟上市総合計画を推進管理するまちづくり市民会議に、新たな所掌事務として過疎地域持続的発展計画の推進等に関することを追加するものでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。
まって、所管ですね。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第17、議案第74号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について 及び 日程第18、議案第75号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について】

○議長(西村 武) 日程第17、議案第74号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び日程第18、議案第75号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを一括議題と致します。

議案第74号及び議案第75号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の33ページをお開き願います。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。潟上市昭和デイサービスセンター。

2、指定管理者となる団体。秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漉沼端74番地3、社会福祉法人昭和ふくし会、理事長、小林友明。

3、指定の期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間。

続いて、議案書の34ページをお願い致します。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。潟上市昭和在宅介護支援センター。

2、指定管理者となる団体。秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漉沼端74番地3、社会福祉法人昭和ふくし会、理事長、小林友明。

3、指定の期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間。

社会福祉法人昭和ふくし会は、これまで潟上市昭和デイサービスセンター及び潟上市昭和在宅介護支援センターの運営に関し、地域に密着したサービスを提供するなど十分な実績を残しており、今後も効果的な運営が期待できるものと判断し指定管理者に指定するものでございます。

なお、本日配付の説明資料18ページ、19ページに関連する資料がございますので後ほどご覧ください。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。
13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 18ページそれから19ページにも関連してきますけれども、指定の期間3年とどちらも。これは従来から3年であったのかどうかということ。なぜ3年という期間を今回は定めたのか。その点をまずお尋ねします。

今一つ。21ページ、選定委員というのは9名おります。役所の中から副市長以下教育

部長まで5名と、それから市役所以外から4名と、合わせて9名、この資料を見ますと。この任期が、こちらの方は2年間と。例えば、選定委員がこの可否を決めるとそして提案されるという流れになっていますので、せめて3年くらいはきちんとフォローするという事になってもいいのかなと私なりに思うのですけれどもそこら辺、3年と2年、当然ずれが生じてまいりますので、そこら辺は選んだ人はその後は知らんということではないと思いますので、そこら辺についての背景、根拠をお示してください。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ご質問の1点目の指定期間でございますけれども、これまでの経緯を申し上げますと、当該施設につきましては平成18年4月1日から指定管理となっておりまして、最初が平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間になっております。続きまして、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで、これも3年間ございました。そのあと平成24年4月1日から平成29年3月という事で5年間、そのあと平成29年から今年度の末までの5年間となっておりますけれども、この分については、先の委員会等、議会等も指摘がございましたので3年となったものでございます。

以上でございます。

ご質問の2点目、選定委員会の方につきましては、総務部の方からお答えしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 委員の任期のご質問についてお答え致します。

選定委員については、任期が2年間となっております。これにつきましては、各種そういった外部の委員会につきましては、基本的に全て2年の任期をお願いをしているということもございまして、この指定管理者選定委員会もそれにならって2年としているものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 平成24年から平成29年までは5年と。平成29年から令和3年まで5年間と。今度3年になったと。平成21年度の状況に戻ったと。これ議会の方でもいろいろ指摘があったと今部長の方からお話ありましたが、福祉施設という特殊性からいっ

て、今まで確かに昨年そういう議論、指定管理の議論したこともあったのですが、やっぱりものによりけりでまさに対象者、入所者も含めて。それらを考えたときに、はたして画一的というか一把一絡げで3年、このことまで議会では3年にしなさいと言った覚えもないし記憶もないです。指定管理者においても中身が違いますから。そこらはやっぱりきちとした区分けをして考えていかないと、3年しまったら適当によかったということがあり得るのだから。長期的に5年なら5年の中でビジョンを立ててやっていくということでない、安定した福祉施設の管理運営、市もお任せできないということが発生しかねない。したがって私は、今部長がおっしゃった議会の方でも云々かんぬんということは、このこと一言も指摘していないし、そのことにはちょっとあたらないのではないかと。私は、こういうものほど特別な問題が発生しない限り5年なら5年というスパンできちんとやっていった方が、委託される方も入所される方も職員も含めて安定して安心して職務等々にあたられる。私はそういう見解を持ちますけれども誤りかな。その点についてももう少し、いや、違うというところがあったら指摘してほしいし。ただ5年から3年になった理由が、議会では指摘していません、はっきりいって福祉施設の話。それはちょっと整合性取れませんかということを申し上げたいのですが、それに対して。

それから、総務部長がお答えした、全てが2年だから2年だと。いかにも根拠がない。私が話したのは、少なくとも3年なら3年、いずれは5年という説明もあったけれども、3年なら3年、やっぱりこの指定管理者として適切だと、相応しいと、選んだ委員の皆さんが少なくとも3年間はきちと見守る、いい意味での継承なりチェックもできるようなシステムをした方が、私はやっぱりバランス的にはいいと思います。全て選定委員が同じ人なはずもないし、個別にこうなるわけですから、そこら辺、前から2年だからほかも2年だから2年だという、これはいかにも発想としてはどうかなと、ものによりけりで、少なくとも選定した方が3年はその任期を全うして責任なりチェックもしていただいて、そして目的に完結するような姿にあるべきだと私はそう思います。ちなみに、昭和の福祉施設の運営方とか内容について、私異論を入れるつもりはまったくないので、そこ誤解のないように。むしろ、行政が関わるスタンスとしていかなものかなということは、きっぱり私は指摘したいと思いますが。2つについてどうぞ。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

す。

まず1点目の、指定管理の期間でございますけれども、ただいま議員の方からおっしゃられたとおり、福祉施設で重要なことは継続して安定的に、このような介護サービスの場合はサービスが供給できるというのが大前提でございますので、担当部としましては当然、長ければ長いほどいいのかなと。施設側の運営側の方のいろんな財政状況等も毎年管理、把握してございますので、そういった中では、やはり利用者側の立場に立って、安定した施設を運営するためには、3年ではなく従来どおり5年が望ましいと理解してございます。ただし、福祉保健部で所管する他の指定管理施設におきましての指定管理の用例を提案した際に、やはり施設運営主体の財政状況等を把握しきれていないと、指定管理料金の根拠がチェックするには十分ではないということで、なるべく短い期間の方が議会側のチェックが入りたいというご指摘等があったもので、今回のような3年になったということで福祉保健部としては理解しております。

その他の質問につきましては、総務部の方からお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 選定委員会に関するご質問について、私からお答え致します。

現在の選定委員会は、指定管理者の選定を行うところまでの業務の範囲となっておりまして、議員からご提案のありましたその指定管理者の経理状況を見守るところまでは入っておりません。そういったこともありまして、現状2年間の任期で特に問題ないと考えてございます。議員からご提案のありました、その選定した委員が指定管理者のその後の状況を見守ることにつきましては、他団体の状況も見ながらこの後どうするか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 仲山福祉保健部長、あなたの答弁の中で、福祉保健部としては安定して安心して施設運営してもらおう、特殊性からいって。あまり短いよりは長い方がいいと、5年がベストだという答弁全体にあなたされました。後半になったらいや、違うという答弁で、どちらが福祉保健部の真意なのか。聞いている私議員としては、ちょっと理解しかねますので、ベターだベストだと、長い方が安定して安心して入る人も全てがいいということになれば、それは踏襲していけばいいだけの話で、指定管理者の内容が違う云々、3年だということではまたちょっと整合性取れませんし、正しいのに5年

から3年に圧縮したのかということの根拠、論拠は示されていないです今日のあなたの答弁では。そのことをひとつ申し上げたいと思いますのでもう一度。

それから総務部長の答弁で、指名選定委員というのは、選んだ段階で任務が終わるということでした。そうすれば2年間もいらいないのではないですか。2年もかかって選定作業するのですか。仮に、この事案が出てきたときに選ぶ、1番から9番まで。そうすれば、1カ月かかるのか2カ月かかるのかわかりませんが2年なんてかかりません常識的に考えて。その時点で協議すればいいだけの話で、だからこの2年というのは根拠に乏しいのではないかと、ほかの選定委員の任期が2年だから云々と、1回目の答弁と今2回目の答弁、まさしく聞く側からしてみれば摩訶不思議というか。選ばれた時点で解任されるのであれば2年なんていません、私の常識的な判断では。そこらをもう少しきちっと詰めた答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁の後段の部分でございますけれども、福祉保健部が所管しております他の施設の指定管理、これも最初の条例案では5年間という指定管理期間で条例案を提出しておりましたが、残念ながら議会において否決されたという経緯がございます。その後、さまざまな指定管理施設がございますけれども、画一的な形で3年になってしまったという状況がございます。ただ、今議員からご指摘があったように、施設の体系、類型それから用途さまざまな要素が違ってきますので、やはり必要な施設については3年ではなく5年という形で、この後見直していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 委員の任期についてのご質問ですが、この委員につきましては、指定管理の案件があるたびに委員として任命されるわけではなくて、今回のこの2年間の中で出てきた案件全てについて選定に携わっていただくということになってございますので、期間によっては毎年こういった選定がございます。そういったことで、任期を2年としてございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 20ページの採点の一覧表を見ますと、77点と75.02点ということで、私もうちょっと高いのかなと思ったのですけれども、この点に関しては、各それぞ

れの1から5までの採点についての評価からくる提言というか、そういうのは施設の方にお伝えしているのでしょうか。そこら辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

.....
午後 0時01分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） この評価内容を指定管理者に伝えているかということでございますが、特に伝えてはございません。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 基礎的なのは1から5番まで80点とか85点とか、各30点とか20点とかという採点ありますけれども満点でなかった、そのマイナスのあたりはなぜマイナスというかフルの30点とか20点にならなかったかというところを、やっぱり評価しながら提言を福祉施設の方に伝えるというのが私大事だと思うのです。今回やっていないとすれば、今後は私はやるべきだと思うのですけれどもどうでしょう。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、福祉施設の運営という立場から福祉保健部では、この指定管理者につきまして過去の実績をみましても十分な管理運営能力が有すると判断しております。ただそれ以外の、例えば単なる施設の管理運営という福祉から除かれた一般の管理部門そういったものに対する評価というものは、各委員からのさまざまな質問もありましたけれども、それについては100点満点にはなかなかならなかったということで理解しておりますが、我々福祉保健部主管部としましては、この指定管理者については、これまでの答弁でも言いましたけれども十分な管理能力が福祉分野についてはあると認識してございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 結果的には適しているということは理解できますけれども、それぞれにおいて30点、20点とか取れなかったそのマイナス点のところをやはり各委員から

指摘していただいて、その足りないところをこういふことで足りなかったんだよという指摘を今後するべきじゃあないかなというご提言を申し上げているのです。もし今回、そういう指摘等あればまずお聞きしたいのですけれども、これからのことといふことでご提言申し上げましたけれども、それぞれ満点にならなかった点でのこういふふうな点ではやっぱりちょっと満点にならなかったよという指摘評価を、各委員から施設に対して行うべきじゃあないかといふことを言いたいのですけれども。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

評価の方法につきましては、本日の資料の21ページの枠の中に基準を記載してございますが、いわゆる指摘事項がある、改善点がある、やや劣っているあるいは劣っているという点数ですと2点、1点という点数になってございます。3点、4点、5点、優れている、やや優れている、特に優れているといふことでの評価になってございますので、100点からの減点というわけではなく、この点数については優れているものを加算していくという格好で、それで60点に満たない場合はこれは劣っている項目があるといふことで選定されないといふことになってございます。そういったことでこの団体、選定されてございますので、特に選定の点数についてはお知らせしないといふことになってございますが、議員からのご提言につきましては、この後検討の課題のひとつと捉えさせていただきます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

なお、13番堀井議員、12番藤原典男議員からご発言ありました件につきましては、社会厚生常任委員会でひとつ詳細に審査をしていただきますようお願い致します。

それでは昼食のために、午後1時半まで休憩します。

午後 0時05分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第74号及び議案第75号については、社会厚生常任委員会へ付託致します。

【日程第19、議案第76号 令和3年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)について から 日程第24、議案第81号 令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)について】

○議長(西村 武) 日程第19、議案第76号、令和3年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)についてから、日程第24、議案第81号、令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)についてまでを一括議題と致します。

議案第76号から議案第81号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原 剛) それでは、補正予算の大綱について、本日お配りしている説明資料の22ページ、令和3年度12月補正予算(案)の概要についてによりご説明致します。

1、補正予算の概要でございます。

今回の補正予算は、給与費の補正のほか行政組織再編にかかる庁舎改修をはじめとする第2次潟上市総合計画後期基本計画に基づく事業、公共事業等について計上しております。

2、一般会計補正予算の規模についてご説明致します。

一般会計補正予算(第8号)(案)は、補正前の予算額154億6,892万8,000円に補正額7億32万7,000円を追加し、補正後の予算額を161億6,925万5,000円とするものでございます。

財源内訳は、特定財源が2億3,689万8,000円、一般財源が4億6,342万9,000円でございます。

23ページをお願いします。

歳出予算についてご説明致します。

3、一般会計補正予算の内容でございます。

全般的な項目で、給与改定及び実績見込みに基づく人件費の補正が2,153万7,000円の減額でございます。

2款7項1目新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費(総務部)は、潟上市特産品開発準備事業にかかる経費319万円を追加するものでございます。アフターコ

ロナを見据え、地場産品の掘り起こしや磨き上げ、ECサイト事業等の販路拡大支援に向けた準備を行うため、事前調査を行うものでございます。

2款1項5目財産管理費は、行政組織再編にかかる庁舎改修経費1,593万8,000円を追加するものでございます。令和4年度の行政組織再編に伴い、先行して庁舎の部分改修や新部署の備品整備を行うものでございます。

2款1項7目基金費は財政調整基金の積み立てで令和2年度実質収支の2分の1、4億6,423万6,000円を積み立てるものでございます。また、過疎地域持続的発展計画に位置付けた基金を活用するため、過疎地域持続的発展基金条例を制定し、1,690万円を積み立てるものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費は、福祉灯油購入費助成事業にかかる経費2,845万7,000円を追加するものでございます。灯油価格高騰による市民生活への影響を抑えるため、市民税非課税世帯等に対し冬季採暖に必要な灯油購入費用の一部を助成するものでございます。

24ページをお願いします。

4款1項4目成人保健費は、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係る経費288万2,000円を追加するものでございます。健康診査等の情報について、標準的な電磁的記録形式で受け取ると共にマイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するため、健康管理システムの改修を行うものでございます。

6款1項3目農業振興費は、雪害対策緊急支援事業にかかる経費1,179万3,000円を追加するものでございます。令和3年6月の降雹を受けて、令和2年12月14日以降の大雪等被害に対する支援事業の事業対象を拡大し、降雹被害を受けた果樹農家に対しても施設復旧、生産資材等の経費の一部を助成するものでございます。

1つ下の農業振興関係補助金895万6,000円のうち、右側の内容の欄になりますが①低コスト技術等導入支援事業に係る経費400万円は、アフターコロナを見据えた競争力強化のため、スマート技術等を活用した低コスト化に必要な機械・設備の導入等に対して助成するものでございます。

25ページをお願いします。

3款2項4目保育園総務費は、若竹幼児教育センター空調設備改修事業にかかる経費8,853万4,000円を追加するものでございます。若竹幼児教育センターの空調設備改修工

事を行うもので、令和4年度への繰越事業となるものでございます。

次に、過疎対策事業についてご説明致します。

2款1項17目基金費の過疎地域持続的発展基金積立事業から、3款2項3目児童館費の公共施設等解体事業までの7事業で今年度予算額の合計は2億1,550万円、充当する過疎債は1億5,870万円でございます。

以上が、一般会計補正予算の大綱でございます。

26ページをお願いします。

続いて、4、特別会計・企業会計補正予算についてご説明致します。

国民健康保険事業特別会計（第2号）（案）は、補正前の予算額34億2,220万2,000円に補正額1,026万7,000円を追加し、補正後の予算額を34億3,246万9,000円とするものでございます。

内容は、給与改定等に伴う人件費の補正9万4,000円と、前年度、国県支出金返還金1,017万3,000円でございます。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）は、補正前の予算額3億5,513万7,000円から補正額7万円を減額し、補正後の予算額を3億5,506万7,000円とするものでございます。

内容は、給与改定に伴う人件費の減額でございます。

介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）は、保険事業勘定の補正前の予算額40億4,869万8,000円から補正額26万円を減額し、補正後の予算額を40億4,843万8,000円とするものでございます。

内容は、給与改定等に伴う人件費の減額でございます。

水道事業会計補正予算（第3号）（案）は、収益的支出の補正前の予算額5億9,258万4,000円に補正額24万6,000円を追加し、補正後の予算額を5億9,283万円とするものでございます。

内容は、給与改定等にもなう人件費の補正でございます。

下水道事業会計補正予算（第2号）（案）は、収益的支出の補正前の予算額10億8,649万円から補正額4万8,000円を減額し、補正後の予算額を10億8,644万2,000円とするものでございます。

内容は、給与改定等にもなう人件費の減額でございます。

以上が、特別会計・企業会計補正予算の大綱でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

【日程第25、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第25、予算特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮りします。議案第76号から議案第81号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号から議案第81号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定致しました。

【日程第26、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（西村 武） 日程第26、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題と致します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算特別委員会の委員長には3番菅原理恵子議員、副委員長には13番堀井克見議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定致しました。

なお、予算特別委員会は、12月8日及び20日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、12月8日から13日まで詳細審査することとしたいと思いますのでご報告を致します。

【日程第27、発議第4号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第27、発議第4号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

発議第4号について、提出者の説明を求めます。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 発議第4号。

潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者は私、佐藤敏雄、賛成者は小林 悟議員と菅原秀雄議員の2名であります。

提案理由は、現在の厳しい社会経済状況に鑑み、市議会議員の期末手当の額を0.10か月引き下げるため、条例の関係部分を改正するものであります。

なお、この改正による影響額は、議員17名全員で71万3,000円の減額となります。

以上であります。

○議長（西村 武） これより、発議第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今回の期末手当については、減額ということはまず理解できますけれども令和3年で。ただし、第2条の規定は令和4年4月1日から施行するというところで、よく見ますと「100分の150」が「100分の155」となっておりますが、この理由というのはどういうことなのですか。また、期末手当そのときになれば、これは減額する可能性はあると思うのですけれども、そこら辺についてお願いします。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 1時43分 休憩

.....
午後 1時49分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） こちらの方は、人事院勧告に基づいてこの数字に基づいて下げたということでありまして、令和3年12月1日から施行するというところで第2条の規定はこのとおり令和4年4月1日から施行するというところであります。

それで、この0.10か月下げた根拠でありますけれども、こちらについては議運の方でも議員全員には人事院の勧告は適用されませんので、やっぱり議会それから議員自らで支給率の確定というか改定が必要、改定する場合は、改定率はいくらにするかを判断しなければなりませんので、市民も含めて国民全体が今コロナ禍で経済的に窮しているということは明らかでありますので、議員の手当もこれは引き下げるべきだと考えました。そしてその率でありますけれども、議員の報酬等は生活給でもある面も否めないという

か否定できないことから、一般職員と同様に0.1か月としてという経緯であります。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今回の処置についてはわかるのですが、第2条の規定は令和4年4月1日から施行するというので現行は「100分の150」なのだけれども、改正案は「100分の155」ということで100分の5が多くなっているこの経過についてはどのように考えたのかということなのです。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 6月と12月を平準化したためにこの数値になったということであり
ます。

以上であります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

【日程第28、発議第5号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について】

○議長（西村 武） 日程第28、発議第5号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）についてを議題と致します。

発議第5号について、提出者の説明を求めます。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 発議第5号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について申し上げます。

提出者は私、佐藤敏雄、賛成者は小林 悟議員と鈴木壮二議員の2名であります。

提案理由は、デジタル化政策の一環として、地方公共団体における書面規制、押印、

対面規制の方針に伴い、本市議会においても市民などから押印を求めなくても対応が可能な事項について規定の整備を行うため、規則の関係部分を改正するものであります。

以上であります。

○議長（西村 武） これより、発議第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） これ請願者ということになってはいますが、議会に対しては陳情もあるわけです。請願だけでなく陳情もあると思うのだけれども、これは請願者というところだけしか書いていないので、そういうのも含んだものなのかということですか。

それから、当局の方でも大分押印については簡略化するということをおっしゃってありますが、例えば今回、一般質問の際に押印するわけです。そういうのもやっぱり私は省略してもいいんじゃないかなと思うのですけれども、今回これだけにしたというのはどういうことなのでしょう。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） これだけにしたというところの話し合いは特にしておりませんが、本人確認とかはどうするのかというのは、なりすましとか偽名など懸念だと思いますけれども、押印を求めてもこの可能性はありますし、これまでどおり受付をしてなりすましがあつた場合は厳正に対応するとの事務局からの説明ではありました。

あとなおかつ、議会内での提出書類等の押印については、議会内部の書類押印についても見直ししてございまして、この見直し結果につきましては、後ほどというか全議員に周知する予定となっております。ご理解のほどいただきたいと思っております。

○議長（西村 武） よろしいですか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 陳情についてもということもお聞きしているのですがどうでしょうか。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） こちらでお答えできませんので、後ほどわかり次第お示しするという形でよろしいでしょうか。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

【日程第29、陳情第7号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情 から 日程第32、陳情第10号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情】

○議長(西村 武) 日程第29、陳情第7号から日程第32、陳情第10号までを一括議題と致します。

陳情第7号から陳情第10号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号から陳情第10号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で、本日の日程はすべて議了致しました。本日はこれで散会します。

なお、12月6日月曜日午前10時から本会議を再開しますのでご参集願います。

本日はどうもご苦労様でございました。

午後 1時56分 散会

